

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の訪問介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1単位の単価」を乗じて算定された1割（または2割・3割※）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分は6級地で、1単位の単価は10.42円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※利用者の負担割合は、市区町村から交付される負担割合証でご確認ください

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
身体介護	20分以上 30分未満	2,584円	259円	517円	776円
	30分以上 1時間未満	4,105円	411円	821円	1,232円
	1時間以上 1時間30分未満	5,991円	599円	1,198円	1,798円
身体介護	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	864円	87円	173円	260円
生活援助	20分以上 45分未満	1,886円	189円	378円	566円
	45分以上	2,323円	233円	465円	697円
※1区分 身体介護と生活援助が混在する場合（身体介護の基本料に料金を加算）					
※1	生活援助 20分以上	687円	69円	138円	207円
※1	生活援助 45分未満	1,375円	138円	275円	413円
※1	生活援助 70分以上	2,063円	207円	413円	619円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	基本 利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
夜間・早朝 加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき基本利用料の25%			
緊急時 訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,042円	105円	209円	313円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上 連携加算(I)	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上 連携加算(II)		1月につき 2,084円	209円	417円	626円

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者 負担額
特定事業所加算II	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%	
介護職員 処遇改善加算I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	所定単位数(※)の13.7%	

※所定単位数は基本利用料に各種加算減算を加えた総単位数です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

(2) 指定介護予防訪問介護、介護予防・生活支援サービス事業（第1号訪問事業）の利用料

ア 基本利用料

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の介護予防訪問介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1単位の単価」を乗じて算定された1割（または2割・3割※）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分は6級地で、1単位の単価は10.42円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※利用者の負担割合は、市区町村から交付される負担割合証でご確認ください

区分	サービス内容	基本利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
介護予防訪問介護費Ⅰ 訪問型サービス費Ⅰ	1週間に1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月につき 12,170円	1,217円	2,434円	3,651円
介護予防訪問介護費Ⅱ 訪問型サービス費Ⅱ	1週間に2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月につき 24,330円	2,433円	4,866円	7,299円
介護予防訪問介護費Ⅲ 訪問型サービス費Ⅲ	1週間に3回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者に限る)	1月につき 38,595円	3,860円	7,719円	11,579円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	訪問リハ又は通所リハの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合(初回の訪問介護から3か月間を限度)	1月につき 1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		1月につき 2,084円	209円	417円	626円

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	所定単位数(※)の13.7%	

※所定単位数は基本利用料に各種加算減算を加えた総単位数です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり15円を請求します。

(4) キャンセル料（介護予防を除く）

急なキャンセルの場合は、次の料金をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

サービス利用の1時間前までにご連絡をいただいた場合	無料
サービス利用の1時間前までにご連絡がなかった場合	1,000円

(5) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 通院外出介助での訪問介護員の公共交通機関等交通費は、実費相当を請求します。